

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第3回寒川町地域自立支援協議会
開催日時	令和3年11月16日（火）13:00～13:45
開催場所	シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)サブアリーナ
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	・ 委 員：大西委員、長谷川委員、山根委員、長田委員、瀧本委員、小川原委員、吉村委員、田代委員、内山委員、稲葉委員、鈴木委員、山村委員、内藤委員、小松委員、高橋委員、白井氏（井上委員代理） ・ 事務局：【町】三橋健康福祉部長、中澤課長、千野副主幹 袴田主査、松本主任主事、浅香主任主事 小山精神保健福祉士 【さむかわ基幹相談支援センター】山田氏、田中氏 ・ 欠 席：露木委員、中野委員 湘南東部圏域ナビゲーションセンター中田氏、 ・ 傍聴者：1名
議 題	(1) 議事録承認委員について (2) 相談支援事業所からの報告について (3) 関係機関からの情報提供について (4) 児童期における支援ネットワークの構築について (5) 地域生活支援拠点等（緊急ステイ事業）の整備の推進について (6) 障害者差別解消地域協議会について (7) その他
決定事項	・ 議事録承認委員について 瀧本聡委員、小川原寿恵委員に決定

公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	1. 開 会 事務局：それでは定刻となりましたので、令和3年度第3回寒川町地域自立支援協議会を開催いたします。改めまして、皆様こんにちは。福祉課長の中澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本協議会につきましては、長引くコロナ禍における度重なる緊急事態宣言の延長がようやく解除され、感染状況も落ち着きつつありますが、本日、このように委員の皆様と対面形式での開催にこぎつけました。このところの町の感染状況も収まりつつございますが、引き続き感染防止対策の徹底にご協力くださいますようよろしくお願いいたします。 さて、今年度は本協議会において、「児童期における支援ネットワークの構築について」及び「地域生活支援拠点等（緊急ステイ事業）の整備の推進について」、委員の皆様からご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、本日コロナ禍での開催となりますので、凡そ1時間程度で終了となりますよう、委員の皆様には、議事の進行のご協力をお願いいたします。なお、委員の皆様の活発なご議論を頂戴するには、本日予定しています時間内では、なかなか難しいと思われますので、お手元に配布してあります、意見用紙をご利用いただきまして、後日事務局にご提出いただければ、事務局で皆様のご意見を取りまとめさせていただき、皆様にフィードバックさせていただくという形を取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。最後に、本協議会には当事者の方も参加されておりますのでご発言の際には、挙手にて発言者の所属とお名前を仰っていただきますよう、よろしくご協力をお願いいたします。 会 長：皆様、こんにちは。寒川町事業所連絡会の内山です。本日もお忙しい中、減少傾向にはあるものの、コロナ禍の感染対策が続く中、お集まりいただきましてありがとうございます。皆様とこうして対面で会議をするのも約1年振り、ということになります。しかし、今日も約1時間程度で議事を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。議事を始める前に、資料の確		

	認と出欠の報告をお願いいたします。 事務局：事務局から資料の確認をさせていただきます。 （会議資料の確認） 続きまして、出欠状況につきましてご報告させていただきます。 本日、露木委員、中野委員、それからオブザーバーの中田氏より欠席の連絡をいただいております。また、茅ヶ崎市保健所保健予防課の井上課長の代理といたしまして、白井様に出席をしていただいております。事務局からは以上です。 会 長：委員総数18人中2名の欠席となりますので、寒川町地域自立支援協議会設置要綱第6条の通り委員の過半数を超える為、本協議会は成立いたします。よってこれより議事を開き、協議会を進めてまいります。 本協議会の傍聴希望者の有無の報告をお願いいたします。 事務局：傍聴希望者が1名いらっしゃいます。 会 長：傍聴希望者が1名いらっしゃるという事ですが、委員の皆様、入室していただいてよろしいでしょうか。 （委員一同異議なし）傍聴者入室。 2. 議 題 （1）議事録承認委員について 事務局：議事録承認委員について、次第裏面の委員名簿の順番により、2名ずつお願いさせていただきます。第3回は、瀧本委員、小川原委員の順番となります。 会 長：それでは、瀧本委員、小川原委員、議事録承認委員をお受けいただけますでしょうか。 （両委員承諾） よろしくお願いいたします。 （2）相談支援事業所からの報告について 会 長：「すまいる」、「ゆいっと」、「基幹相談支援センター」の順でそれぞれ説明をお願いします。 すまいる：令和3年度前期の相談実績を報告させていただきます。資料2をご覧ください。相談件数については、記載の通りですが、障がい種別で申し上げますと、精神障がいの方の相談が多いという事になっております。支援方法につきましては、電話相談で受けさせていただくことが一番多くなっており、その次に関係機関と
--	---

	のやり取りが多いという事になっております。コロナの状況もあり、昨年度は訪問・来所の対応は最小限に留めておりましたが、今年度につきましてはコロナの状況も変わりつつありますので、出来るだけ対面での対応をさせていただいております。上半期の主だった傾向としましては、児童の相談が多くなってきたという印象がございます。未就学児から学齢期のご相談、また、インクルーシブ教育を受けている方が学校に行く事が出来なくなってしまい、福祉サービスを利用したいというご相談もお受けしております。成人の方に関しましては、短期入所のご利用に関するご相談があり、既存の入所施設に併設している短期入所だけではなく、町外の日中支援型のグループホームの短期入所の調整等も行っております。また、基幹相談が出来たことで、困難ケースや多問題のケースに介入してもらう事が出来ています。 新規相談につきましては、当日配布資料をご覧ください。毎月、3～4件程度の新規相談をお受けしております。新規相談につきましても、児童相談のケースが多かったと感じております。また、以前関わりのあったケースで、数年振りにご相談に来られた方もいらっしゃいました。報告は以上になります。 ゆいっと：令和3年度前期の相談実績を報告させていただきます。相談件数については、資料の記載の通りですが、すまいる同様精神障がいの方からのご相談の割合が多く、成人の方の約半数になっております。支援内容につきましては、電話相談が多く、その次が訪問相談となっております。上半期の相談の傾向としましては、未就学の2歳のお子さんから、介護保険を利用している70歳代の方まで、相談者の年齢の幅が広いことが挙げられます。また、ご相談があった方のご自宅に訪問すると、その方のご兄弟やその他の家族など、多世代支援に関する相談も昨年度から引き続き多くなっております。その様なケースに関しましては、相談支援事業所が単独で課題解決をするのではなく、関係機関と連携を取ることが当然ですが、地域の方などのインフォーマルな関りを大切にしながら相談支援を実施しております。 新規相談につきましては、毎月4～5名程度のご相談がございます。10月以降に関しましては、来年4月に学年が変わる事を見据えた新規相談が増えております。相談経路に関しては、福祉課やご家族からのご相談が多くなっております。報告は以上になります。
--	--

基幹相談：令和３年度の上半期の基幹相談の報告をさせていただきます。当日配布資料をご覧ください。上段の件数につきましては数値での報告としておりますが、既にご報告のありました委託相談支援事業所とは内容が若干異なることにご留意ください。その違いについてご説明いたします。下段の個別ケースとしまして、上半期には32ケースに関わっております。内訳につきましては、右側の個別ケース内訳になります。基幹相談のケース対応の主は、相談支援事業所のバックアップになります。件数としましては、13ケース。次の個別ケースですが、基幹相談に直接ご相談があり、一義的に基幹相談が受けているケースや、精神的な不安定さが顕著で入退院を繰り返してしまうケースなどがございます。その他は、疑いを含む虐待のケース、リハ病院や精神科病院からの地域に戻ってくるケース、介護保険のケアマネジャーや包括支援センターとの共同ケース、などがございます。

ケース対応以外につきましては、事業所訪問や来所対応がございます。寒川町では、障がい福祉サービスが十分ではない状況がございます。そのため、町内はもちろんですが、町外の近隣事業所にも訪問等を行っております。特に新規事業所が開所されますと、ご挨拶に伺うようにしております。先日も、茅ヶ崎市の新規の放課後等デイサービス事業所に訪問し、元々は茅ヶ崎市内の送迎対応を予定していた事業所が、寒川町にも送迎範囲を広げてくださる等のご協力もしていただきました。

相談支援事業所定期訪問は、今年度より相談支援事業所に月１回の定期訪問を行い、支援が行き詰っているケースや、第三者の意見が欲しいといったケースに対して基幹相談として協力できることを提案する等で、協力体制を深めております。

また、コロナ禍での情報共有の工夫としましては、町内の相談支援事業所と本日は欠席となっておりますが、オブザーバーで参加しております湘南東部ナビゲーションセンターとの共同のメーリングリストを作成しました。基幹相談が事業所訪問等で得た情報等を共有するため、事業所・法人を超えた、情報共有ツールとして、運用を開始しております。報告は以上になります。

会長：それでは、ただ今の説明について、何かご質問等がありますでしょうか。ないようでしたら次の議題の方に移らせていただきたいと思います。

(3) 関係機関からの情報提供について

事務局：県の中央児童相談所の子ども相談課より情報提供を頂きたいと思います。

委員：今年度初めての対面での会議になりますので、昨年度の中央児童相談所の相談受付状況について報告をさせていただきます。

その前に、今年度の4月1日より、県内の児童相談所が一か所増えました。大和市と綾瀬市を管轄します、大和綾瀬地域児童相談所が中央児童相談所と同じ藤沢市亀井野の建物の中にできています。昨年度までは大和市は中央児童相談所の管轄となっていたため、昨年度の報告には大和市の相談も計上しております。

相談受付件数につきましては、令和元年度から令和2年度にかけて、約500件の減少となっており、その内訳の殆どは養護に関する相談となっております。児童相談所で多くを扱っている虐待の案件に関しまして、この養護として計上しております。正確な分析が出ている訳ではございませんが、コロナ禍の中で学校の休校や自宅で過ごす時間が増えたことにより、色々なことが見えにくくなっている中で虐待の件数が減少していると思われます。今年度はその反動ではないですが、養護の相談が増えている傾向にあり、令和元年度並みの相談件数になることが見込まれます。その他の相談に関してはそれほど大きくは変わっていない状況です。

障害相談は、全体の約3割を占め、ここ数年では毎年1,000件前後で推移しております。障害相談の約95%は知的障害のご相談となります。その中でも約80%は、療育手帳の取得に関する事で、療育手帳判定実施状況の令和2年度の884件は、新規取得と再判定を合計した件数になります。昨年度に関しましては、療育手帳の更新期限の1年間の延長という措置が取られたこともあり、令和元年度に比べて減少傾向にあります。延期された更新手続きは今年度を実施していますので、療育手帳判定の件数につきましては今年度はとても多いことが予想されます。報告は以上になります。

会長：それでは、ただ今の説明について、何かご質問等がありますでしょうか。ないようでしたら次の議題の方に移らせていただきたいと思います。

(4) 児童期における支援ネットワークの構築について

事務局：事務局より経過報告をさせていただきます。お手元に資料3を

	ご用意ください。第1回・第2回の自立支援協議会で皆様よりご意見を頂戴しまして、児童期のネットワーク構築に関するアンケートを作成しました。ご協力ありがとうございました。 アンケートの配布は9/17に開始し、回答期間は10/8を〆切としました。配布先は、寒川町の関係各課（福祉課・子育て支援課・学校教育課）、幼稚園、保育所、子育て支援機関、相談支援事業所を含む障害福祉サービス事業所、及び、社会福祉協議会となります。回収数は、206件となっております。今回のアンケートは、機関ごとのアンケートではなく対象となる児童の支援に関わっている方、支援員や職員をアンケートの回答者としていますので、配布数は集計できないため、回答率につきましてはお出しすることが出来ません。ご承知おきください。今後の流れですが、現在アンケートを集計しておりますので、次回の自立支援協議会にて詳細のご報告をさせていただきたいと考えております。また、アンケートの配布先につきまして、福祉課より補足説明がございます。 事務局：福祉課より、アンケートの配布先についての補足説明をさせていただきます。当初、皆様にお示ししましたアンケート配布（案）の中では、各学校にもアンケートの配布を予定しておりました。しかし学校教育課を通じまして、校長会に投げかけを行ったところ、アンケート配布の対象が絞りづらい事、また、学校としては回答しづらい設問である事、といった理由から、各学校からの回答が難しいというご返答をいただきました。そのため、今回は学校教育課と教育研究室でソーシャルワーカーや指導主事という学校に近い立場の方からの回答という形で、アンケートにご協力をお願いいたしましたので、ご了承いただければと思います。 会長：それでは、ただ今の説明について、何かご質問等がありますでしょうか。ないようでしたら次の議題の方に移らせていただきたいと思います。 （5）地域生活支援拠点等（緊急ステイ事業）の整備の推進について 事務局：事務局より説明をさせていただきます。まず、資料4-1、4-2ですが、前回までの自立支援協議会の中で委員の皆様から意見を頂戴しまして、その意見を踏まえた最終案として、こちらを提示させていただいております。 次に、地域生活支援拠点等の整備の推進の進捗状況について、説明させていただきます。現時点で、地域生活支援拠点等の登録事
--	--

	業所は、「さむかわ基幹相談支援センター」及び「寒川町障がい者相談支援事業所ゆいっと」の2か所にご登録をいただいております。 地域生活支援拠点等の事業所登録の推進についてですが、スケジュールの中では事業所訪問等を粛々に行っていく予定ではございましたが、今年度前半のコロナウィルスの感染拡大の影響もあり、これにつきましては予定より少し遅れている状況となっており、今後時期を変更して実施していければと思っております。この後の予定では、寒川町障害者事業所連絡会にて周知させていただく予定となっております。 最後に、寒川町障がい児者緊急時支援プランの利用者登録の推進についてですが、10月15日に行われました委託相談支援事業所連絡会、10月29日に行われました寒川町民生委員児童委員障がい者部会研修、及び11月4日に行われました寒川町福祉団体協議会にて、周知させていただいております。また、先ほどと重複いたしますが、寒川町障害者事業所連絡会にて周知させていただく予定となっております。以上になります。 会 長：それでは、ただ今の説明について、何かご質問等がありますでしょうか。ないようでしたら次の議題の方に移らせていただきたいと思います。 (6) 障害者差別解消地域協議会について 事務局：資料5をご覧ください。第1回の自立支援協議会の中のスケジュールで提示させていただきました通り、11月2日（火）から11月30日（火）まで、寒川総合図書館の企画展示室にて企画展示を行っております。作品の展示や町内の障がい福祉事業所のパネル展示を行っておりますので、皆様も是非寄っていただき、ご意見等を頂ければと思います。 会 長：それでは、ただ今の説明について、何かご質問等がありますでしょうか。ないようでしたら次の議題の方に移らせていただきたいと思います。 (7) その他 事務局：お手元に、契約に関する注意喚起のご案内を4種類お配りさせていただきました。現在、神奈川県では障がいのある方が契約に関するトラブルに巻き込まれないよう、取り組みを強化している
--	--

	ところでございます。委員の皆様のご所属団体等でもご周知いただけますように、ご協力をお願いいたします。また、当事者団体の委員の皆様には、契約に関する啓発のDVDもお配りさせていただきました。こちらを併せてご活用いただければと思います。このDVDにつきましては、障がい福祉事業所の皆様にもご活用いただければと思っておりますので、後日開催されます、寒川町事業所連絡会でお配りさせていただきます。 事務局：事務局より2点お知らせいたします。1点目が、次回の自立支援協議会の日程及び開催場所についてです。当初の予定は、令和4年2月15日でしたが、コロナウィルスワクチン接種の関係で会場の変更が必要となりました。そのため、日程を令和4年2月14日（月）13：00、場所を健康管理センター多目的ホールでの開催とさせていただきます。日程及び場所が変更になっておりますので、皆様ご注意をお願いいたします。2点目は、意見用紙についてです。こちらにつきましては11月26日（金）までに事務局までご提出をお願いいたします。提出方法は、郵送・FAX・メールどちらでも構いませんので、宜しくお願い致します。 会 長：以上をもちましてすべての議事が終了いたしました。委員の皆様にはこの場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。それではこの会議の閉会の言葉を副会長の方からお願いいたします。 副会長：午前中に、赤い羽根共同募金の事務局長会議が横浜で行われておりまして、今日の会議の冒頭、参加が遅れましたこと大変申し訳ございませんでした。 10月1日から、赤い羽根年末助け合い共同募金運動がスタートいたしました。本日は寒川から横浜まで電車で移動してきましたが、誰一人として赤い羽根を付けている人をお見受けしませんでした。総理大臣と閣僚くらいしかつけない羽根になってしまったのか、と感じました。 コロナウィルス感染予防対策と、また、今年は10月1日に台風が接近していたという事もあり、街頭募金を目にする機会も本当に少ないと思っております。しかし、寒川町では自治会のご協力もいただき、個別に各家庭に訪問していただいて募金をしていただいておりますので、募金の総額に関しましては、それほど減少はしていない状況で、大変ありがたいと思っております。近年、都市部ではタワーマンションの増加により、オートロック等の設備
--	---

	のために、玄関まで募金のお願いが難しく、個別募金が減少しており、一階のエントランス部分に募金箱を設置する等の工夫で対応をしているとのお話もございました。 また、金融機関の収益構造にも変化があり、今までは金利で収益を得ていた構造だったと思いますが、近年ではお金の借り手も減少していることから、手数料収入に力を入れ始めています。今まで、社会福祉協議会も福祉活動という事で、振込手数料等を免除していただいていたましたが、今後はその手数料も徴収するとのお話をいただいております。そうなりますと、自治会から社会福祉協議会に振り込んでいただく手数料もかかり、今度は社会福祉協議会から県の共同募金会に送る手数料もかかってくる、という事になってきます。 また、小銭の両替につきましても、500枚につき550円の手数料がかかってきます。そうしますと、今後、小銭を募金箱に入れていただくという募金活動は益々衰退していくのではないかと考えております。横浜市では昨年度から電子マネーによる募金を開始しました。寒川でも早いうちに取り組まなければいけないのではないかと、思っております。 神奈川県でも、コロナ禍における消費刺激策といたしまして、70億円の予算を組んで「かながわPAY」を10月25日から開始しました。本協議会会長の事業所「かっぱどっくり」でも「かながわPAY」の登録をされて、ポイント還元を受ける事が出来ますので、是非お買い物に立ち寄っていただければと思います。福祉も少しずつ社会の変化に対応していかなければならない、と今日の会議に参加しても感じるがありました。会長の事業所のような取り組みが、利用者の工賃の向上にもつながると思いますので、皆様方のご協力も得ながら、寒川町の福祉が少しでも良くなれば、と考えておりますので、宜しくお願い致します。 以上を持ちまして、第3回の寒川町地域自立支援協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。
配付資料	資料1：令和3年度第2回寒川町地域自立支援協議会議事録 資料2：相談支援事業報告集計（すまいる、ゆいっと） 資料3：「児童期における関係機関のネットワークに関するアンケート」経過報告 資料4-1：寒川町障がい児者緊急時支援プランのご案内 資料4-2：寒川町障がい児者緊急時支援プラン

	資料5：図書館企画展示ポスター (その他配布物) ・令和3年度第3回寒川町地域自立支援協議会 意見用紙 (当日資料) ・令和2年度 神奈川県中央児童相談所の相談受付状況 ・令和3年度 寒川町障害者等相談支援事業 新規相談経路 (前期分4月～9月) ・令和3年度 さむかわ基幹相談支援センター実績報告 (上半期：4月～9月)
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	瀧本聡委員、小川原寿恵委員 (令和4年2月16日確定)